令和８年度

成田市立向台小学校

「いじめ防止基本方針」

成田市立向台小学校

目　次

１ いじめの定義 ……（1）
２ 基本理念 ……（2）
（1）いじめの禁止
（2）指導の方針
３ 学校及び教職員の責務……（3）
４ いじめ防止等の対策のための施策……（3）
（1）いじめ防止等の対策のための組織
ア 名称
イ 役割
ウ 組織の構成
エ 活動内容
オ 開催回数及び開催日
（2）いじめの未然防止
ア 未然防止に資する取組
イ いじめ防止等の啓発活動
（3）いじめの早期発見
ア 定期的な調査と教育相談
イ 相談体制と相談窓口
ウ 教職員の資質向上
エ インターネットを通して行われるいじめ対策
オ その他
５ いじめを認知した場合の対応……（5）
（1）報告連絡体制
（2）事実確認と報告
（3）いじめ被害者及び保護者への対応
（4）いじめ加害者及び保護者への対応
（5）傍観者への指導
６ 重大事態への対処……（7）
（1）重大事態の基準
（2）発生の調査報告
ア 調査組織の招集
イ 事実関係を明確にするための調査と報告
ウ 保護者等への情報提供
（3）調査結果を踏まえた必要措置
ア 関係機関との連携
イ 再発防止
ウ 保護者との連携・協力
７ 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価……（8）
（1） 公表
（2） 学校評価等
（3） 基本方針の見直し

1　いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と「一定の人的関係にある他の児童」（注１）が行う「心理的又は物理的な影響を与える行為」（注２）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童が心身の苦痛を感じていれば、いじめを認知することになる。

ささいなけんかであっても、その背景や今までの経過を慎重に判断し、いじめの可能性があるかないかを初期段階から見逃さずに検討していく。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（注１）　「一定の人的関係にある他の児童」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人間関係にある者を指す。

（注２）　「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な苦痛の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

※　いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった１度であっても、いじめに変わらない」「その１回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童の心情を重視して取り組むこと。

※　いじめは、被害児童と加害児童だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させること。

※　いじめは、児童同士だけの問題ではなく、教職員の児童生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員の言動で児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。

※　いじめには、様々な態様が挙げられる。外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過したりすることのないよう、いじめられた児童の立場に立って対応すること。

※SOSを出すこと、友達のSOSをキャッチし大人につなげることを日頃から指導する。

【例】[冷やかし]、[からかい]、[悪口]、[脅し]、[仲間はずれ]、[集団による無視、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷]、[金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊]、[軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く]、[嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする]　等

2　基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

加えて、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

- 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深める。
- 「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服する。

（1）いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

（2）指導の方針

ア　人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。

イ　児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。

ウ　発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。

エ　学校全体での暴力・暴言排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。

オ　授業改善による「わかる授業」や、自己有用感を持たせる集団づくりを行い、いじめの防止に努める。

カ　保護者への啓発活動を積極的に行い、保護者の責務を認識させ、学校と保護者が連携していじめ防止・早期発見に努める。相談先・関係機関にも適宜連携を図る。

キ　学校と地域・関係機関が連携・協働していじめの早期発見に努め、発生時には適切かつ迅速に対処し、継続的にその指導にあたる。

ク　児童の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱うべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

ケ　悩みを抱えた時の対処法・相談先や、匿名・無料など情報保護についても具体的に知らせ、自分から発信する勇気を日頃から指導する。

３　学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、その内容に合わせて速やかに学年や生徒指導主任、管理職に相談・報告する。複数（チーム）で組織的に対応することで、より効果的な対応をめざす。

４　いじめ防止等の対策のための施策

（１）学校いじめ防止基本方針の策定（改定）・周知（生徒指導担当・管理職）

ア　内容・手立て

① 各自による確認と修正（データ）
② 管理職、生徒指導担当による検討
③ 職員会議における周知

（２）いじめ防止等の対策のための組織

ア　名称

「心の成長推進チーム」　「職員会議」
「いじめ防止対策委員会」（重大事態発生時）

イ　役割

・学校いじめ防止基本方針を策定する。
・学校いじめ防止基本方針の運用、検証、修正・改善をする。
・いじめの相談・通報の窓口となる。
・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を図る。
・いじめの疑いに係る情報があった時には速やかに関係職員に報告・相談を行い、いじめの情報の迅速な共有を図り、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施できるようにする。
・必要に応じて、教育相談員・スクールカウンセラーなど外部の専門家を加える。
・いじめ防止対策委員会は、「重大事態の調査」の母体組織となる。

ウ　組織の構成

・「心の成長推進チーム」生徒指導担当、人権担当、図書担当、児童集会担当、異学年交流担当、福祉担当
・「職員会議」全職員
・「いじめ防止対策委員会」管理職、生徒指導担当、当該担任、各担当
※内容に合わせてメンバーを構成する。

エ　活動内容

・学校いじめ防止基本方針の見直し
・教育相談週間の企画と実施（学校生活アンケート調査）
・取組のチェックと検証
・いじめ防止の啓発活動
・打ち合わせ会議、職員会議でのいじめの実態調査とその対応
・いじめの実態調査の結果を全職員に周知する。

・いじめ事案の指導と対応

オ　開催回数及び開催日

・「心の成長推進チーム」は毎月開催（必要に応じて臨時開催）し、「職員会議」は毎月定期開催、「いじめ防止対策委員会」は重大事態に至ることが疑われる事例発生時に開催する。

※発生した事例によっては、臨時にケース会議を開催する。

（３）いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

ア　未然防止に資する取組

〇いじめ防止等に向けた取組の見直し

〇道徳教育及び体験学習の充実

・全教育活動をとおした道徳教育の推進
・児童の自発的な活動の展開（あいさつ運動等）
・異学年交流活動の推進
・自然体験や宿泊体験
・人権教育の推進（命を大切にするキャンペーンや人権週間の活用）
・読書活動の推進

〇教職員の資質向上の研修の実施

・教職員へのいじめ防止基本方針を職員会議で読み合い、確認する。
・人権教育や生徒指導研修会の実施
・生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開
・学習規律の定着の共通理解
・教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修
・教員同士の授業参観の実施
・校内の死角場所の点検
・SOS の出し方教育の全学年実施

イ　いじめ防止等の啓発活動

〇いじめ防止基本方針の家庭・地域への周知（学校ホームページ等）

（４）いじめの早期発見

ア　定期的な調査と教育相談

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」との認識の下、いじめの状況把握のため定期的な学校生活アンケート調査と教育相談を実施する。

※計画・実施は教育相談担当からの提案による。

実施時期　　前期・後期各１回以上

実施方法　　教育相談週間を設定し、児童と担任との個別面談を行う。

※個別面談については、前期は全員実施
後期は面談が必要とされる児童に実施

イ　相談体制と相談窓口

児童及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるように相談窓口を整備するものとする。

セクハラ相談窓口・・・　教頭・養護教諭

相談ポスト・・・・・・　養護教諭

いじめ等の情報の連絡・・教頭

24 時間子供ＳＯＳダイヤル・・・０１２０－０－７８３１０

保護者との連絡方法・・　家庭訪問　保護者面談　電話連絡等

ウ　教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行う。

全職員による児童への日々の声掛けと見守りを行い、小さな変化を見逃さないようにする。また、情報共有を密に行い、学校全体で児童の見守りを行う。

エ　インターネットを通して行われるいじめ対策

児童及び保護者に対してインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動や指導を行う。また、保護者に連携・協力を要請し、家庭での啓発・指導をお願いする。

・情報モラル教育による未然防止の推進
・「ネットパトロール」の活用

オ　その他

・昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を観察する等、日常的にいじめ早期発見に取り組む。
・教育相談週間の他にも必要に応じて、教職員は、児童との個別面談を実施する。
・いじめについて相談・通報すること「話す勇気」は、適切な行為であり、**職員に伝えること**は卑怯な行為ではないことを指導する。
・家庭内・放課後など学校外については保護者に協力してもらい、連携を深めて防止に努める。
・学校スクールカウンセラーによる全児童教育相談の実施

5　いじめを認知した場合の対応

（1）　報告連絡体制**（管理職の指示のもと事実確認を行う。）**

発見者　→　担任・学年主任・関係学年・生徒指導主任・養護教諭

（管理職に報告後、指示を受ける）

→　管理職　→　市教育委員会

（2）　事実確認と報告

いじめの相談機関や保護者等からいじめの通報を受け、児童がいじめを受けていると思われるときは、**管理職の指示のもと、**学年主任・生徒指導主任の協力を得ながら、速やかにかつ正確に事実の確認を行うための措置を講ずるとともに、**管理職は**必要に応じてその結果を教育委員会に報告する。

（3）　いじめ被害者及び保護者への対応

ア　いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

イ　児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。

ウ　家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、保護者に対して、問題解決に向け保護者の理解・協力が不可欠であることを伝え、協力して対応していく体制をつくる。

エ　事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

オ　いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

カ　状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

キ　いじめが解決したと思われる場合でも、最終加害から三か月間は継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行った上で、被害児童の心身の苦痛が解消したところで解決とする。

ク　事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（４）　いじめ加害者及び保護者への対応

ア　いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を組織的にとる。

イ　事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ　いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

エ　いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。

オ　児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

カ　教育上必要があると認めた時は、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ　いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

（５）　傍観者への指導

ア　いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。たとえ、い

じめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

イ　はやしたてるなど同調していた児童に対して、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ　学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

エ　いじめを発見した時にできることを、道徳の学習などを通して具体的に考えさせる。直接注意ができなくても助けることができることを考えさせておく。

6　重大事態への対処・・・成田市教育委員会への報告・相談のもと、警察との連携を検討・判断する。　　成田警察署　27-0110

（1）　重大事態の基準

「生命、心身及び財産に重大な被害」**「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」**については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

ア　児童の自殺企図や未遂、実行の場合

イ　身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合

ウ　金品等に重大な被害を被った場合

エ　精神性の疾患を発症した場合

オ　いじめにより欠席を余儀なくされた疑いがある日数が年間30日（目安）に達した場合　等

（2）　発生の調査報告

ア　調査組織の招集

校長は、緊急事態と考え、緊急にいじめ防止対策委員会を招集する。

その際、いじめの疑いに係わる情報があった場合の緊急会議の構成員とする。

イ　事実関係を明確にするための調査と報告

調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

＜いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合＞

・いじめられた児童から十分に聴き取る。

・在籍児童に質問紙調査を行う。（いじめられた児童を守ることを最優先）

（質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の

状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等をする。

＜いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合＞

・当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。

・在籍児童に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う。

報告　調査結果を直ちに教育委員会へ報告する。

ウ　保護者等への情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。その際、他の児童のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮する。

（３）　調査結果を踏まえた必要措置

ア　再発防止

・臨時の学級会や全校集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育成する。

・校内の死角を再検討し、いじめを起こさない物理的環境を調整する。

イ　保護者との連携・協力

・学校いじめ対策基本方針についてホームページなどで公開し、重大事態については警察と連携することがあることについても予め周知しておく。

・いじめを認知した場合は、事実関係を確認し、丁寧な情報共有を徹底する。保護者と協働で指導・支援を行う。

ウ　関係機関との連携

・スクールカウンセラー、警察、児童相談所と必要に応じて連携して、関係児童の指導・支援を行う。

7　学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

（１）　公表

学校いじめ防止基本方針をホームページ等で、保護者・地域に公表する。

（２）　学校評価等

ア　年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいて検討・修正を図る。

イ　年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員等で評価する。

（学校評価の項目に含める。）

（３）　基本方針の見直し

「成田市立向台小学校いじめ防止基本方針」の策定やその見直し、学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの

対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめの防止等の取組について検証を行う。

令和8年4月改訂